

(平成25年5月29日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から同年3月まで

私が昭和57年12月に会社を退職後、しばらくして、国民健康保険と国民年金の納付書が郵送されてきたので、自宅近くの郵便局で同時に払い込んでいた。

私は、健康保険料は払い込まなければ医療の保険が受けられないと思い、国民年金保険料も同様に重要なものだと思っていたので一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、しばらくして、国民年金保険料の納付書が郵送されてきたので、自宅近くの郵便局で納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和59年2月と推認でき、その時点において、申立期間の保険料は遡って納付することが可能であり、申立人は、最初にまとめて納付した記憶があると述べている。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料が未納とされている期間は無く、加入手続後の厚生年金保険から国民年金への切替手続等も適切に行っているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められるとともに、当該期間は、3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続については、昭和 36 年 4 月頃、夫が市役所で行った。申立期間の国民年金保険料については、集金人又は金融機関で、私か夫が二人分を 1 か月当たり 100 円ぐらい納付していた。

申立期間の国民年金保険料が、私の分だけ未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を夫の分と一緒に納付したと主張しているところ、申立人が居住していた市のその夫の国民年金被保険者名簿（検認記録）によると、当該期間の夫の保険料は納付済みとなっており、オンライン記録上も、納付済みとして処理されている。

また、把握可能な範囲で、申立人及びその夫の国民年金保険料の納付日を見ると、申立期間に近接した昭和 37 年 4 月から 41 年 2 月までにおいて、各月とも両者の納付日は同一となっていることが、前述の両者の国民年金被保険者名簿（検認記録）により確認できる。

さらに、申立期間は、12 か月と短期間である上、申立人は、当該期間以外に未納期間は無く、一緒に国民年金保険料を納付していたとするその夫についても、保険料の未納期間はない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和45年3月17日から同年5月1日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年3月17日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年3月は3万9,000円、同年4月は5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、昭和45年5月1日から同年10月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を、同年5月は5万2,000円、同年6月は4万8,000円、同年7月は5万2,000円、同年8月は5万6,000円、同年9月は5万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間のうち、昭和46年8月1日から47年6月1日までの期間及び48年3月31日から同年4月1日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を46年8月1日、資格喪失日に係る記録を48年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、46年8月から同年12月までは5万2,000円、47年1月から同年5月までは6万4,000円、48年3月は7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 昭和45年3月17日から同年5月1日まで
② 昭和45年5月1日から同年10月1日まで
③ 昭和46年8月1日から47年6月1日まで
④ 昭和48年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和45年3月17日にA社（後に、B社）に入社し、48年3月31日まで継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録では、申立期間①、③及び④が被保険者期間となっていない。

また、申立期間②については、記録されているよりも高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されているはずである。

当時の給料支払明細書を提出するので、申立期間①から④までの記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人が所持する給料支払明細書から、申立人がA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、上記の給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、昭和45年3月は3万9,000円、同年4月は5万2,000円とすることが必要である。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和45年5月1日であり、申立期間①においては適用事業所ではなかったことが確認できるが、複数の同僚が当該期間において5人以上の従業員が働いていた旨供述していることから、同社は、当該期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「当時の資料が無いため不明である。」としているが、A社は、当該期間において、適用事業所の要件を満たしていながら社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人が所持する給料支払明細書から、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、上記の給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、昭和45年5月は5万2,000円、同年6月は4万8,000円、同年7月は5万

2,000円、同年8月は5万6,000円、同年9月は5万2,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「当時の資料が無いため不明である。」としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間③及び④について、申立人が所持する給料支払明細書から、申立人がB社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③及び④の標準報酬月額については、上記の給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、昭和46年8月から同年12月までは5万2,000円、47年1月から同年5月までは6万4,000円、48年3月は7万2,000円とすることが必要である。

一方、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和47年6月1日であり、申立期間③においては適用事業所ではなかったことが確認できるが、商業登記簿謄本により、同社は当該期間において法人であったことが確認でき、複数の同僚が5人以上の従業員が働いていた旨供述していることから、同社は、当該期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人の申立期間③及び④に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は「当時の資料が無いため不明である。」としているが、申立期間③については、B社は、当該期間において、適用事業所の要件を満たしていながら社会保険事務所へ適用の届出を行っていなかったと認められること、及び申立期間④については、事業主が申立人の資格喪失日を昭和48年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主がオンライン記録どおりの資格取得日及び資格喪失日を届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る申立期間③及び④に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 6 月から 62 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 6 月から 62 年 4 月まで

私は、会社を退職し自営業を始めたので、私の妻が、昭和 48 年頃に区役所で夫婦の国民年金の加入手続をした。国民年金保険料は、私の妻が自分の分と一緒に区役所等で納付していた。保険料の金額は憶^{おぼ}えていないが、当時の最高限度額だったと記憶している。当時のことはほとんど憶^{おぼ}えていないが、国民年金に加入していたのに被保険者記録が無いのはおかしい。申立期間が国民年金の被保険者期間となっておらず、保険料が未納となっていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職し自営業を始めたことから、申立人の妻が、昭和 48 年頃に区役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと述べているが、その妻は、当時のことを明確に憶^{おぼ}えておらず、申立人自身は、加入手続及び保険料の納付について直接関与していないため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は、昭和 39 年 1 月 13 日に取得した厚生年金保険被保険者記号番号が、平成 11 年 12 月 7 日に基礎年金番号として付番されたものであり、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、これとは別に国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡も無いことから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人と一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻も、申立期間においては国民年金手帳記号番号が払い出

された形跡は無く、申立期間は国民年金の未加入期間となっている上、当該期間は 167 か月と長期間に及んでおり、これだけの長期間にわたる事務処理を行政機関が続けて誤るとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年10月から10年1月までの期間及び15年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年10月から10年1月まで
② 平成15年11月

私は、平成8年11月から海外に居住していたが、就職活動のため9年10月に日本へ帰国後、区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付書を受け取った^{おぼ}憶えがあり、同年同月の1か月分の保険料は区役所で納付し、その納付した保険料額は1万円を少し超えたぐらいであったと思う。その後は1か月分ずつ金融機関で納付したと思う。

また、平成15年10月に会社を退職し、同年11月中旬に翌月から勤務する会社が決まったので、1か月ではあったが、区役所で国民年金の加入手続を行い、同年同月分の国民年金保険料1万3,000円ぐらいを納付した^{おぼ}憶えがある。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年10月頃に日本に帰国後、区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付書を受け取ったと述べているが、申立期間①の保険料の具体的な納付時期及び納付場所について、記憶が明確でない上、申立人が納付したとする保険料額は、当該期間の実際の保険料額と相違していることから、当該期間の納付状況が不明である。

また、申立期間①は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られている状況下であることから、記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

さらに、申立人は、平成15年11月頃に申立期間②の国民年金保険料を納

付したと述べているが、オンライン記録によると、その当時の申立人の国民年金の被保険者資格取得処理日は、同年 12 月 25 日となっていることが確認できることから、同年 11 月時点では、申立人は、国民年金に未加入であり、保険料を納付することができなかったと推認される。

加えて、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を区役所で納付したと述べているが、平成 14 年 5 月以降、市区町村役場では、保険料の収納事務は行われていないため、申立人の主張と一致しない上、当時は保険料の収納事務が国に一元化されており、事務処理の電算化が一層促進されていることから、当該期間の記録管理に誤りがあったとは考え難い。

その上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 6 月から同年 8 月までの期間及び平成 3 年 12 月から 6 年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 6 月から同年 8 月まで
② 平成 3 年 12 月から 6 年 8 月まで

私は、昭和 63 年 6 月に会社を退職した時に、会社から渡された年金手帳を持って、区役所で国民年金の加入手続を行い、平成 3 年 12 月に会社を退職した時にも、厚生年金保険から国民年金への切替手続を同区役所で行った。

申立期間の国民年金保険料については、郵送されてきた納付書により複数の金融機関で納付していた。私が都合により納付することができない時には、母親に保険料を渡して納付を依頼したこともあった。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 6 月及び平成 3 年 12 月に会社を退職した時に、それぞれ区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、納付書により金融機関で納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された第 3 号被保険者の被保険者資格取得の処理日から、8 年 10 月ないし同年 11 月と推認できることから、その時点において、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、当該期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間から手帳記号番号が払い出されるまでの期間を通じて同一区内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

また、申立人のオンライン記録によると、i) 昭和63年6月5日付けの国民年金の被保険者資格の取得、ii) 同年9月12日付けの同資格の喪失、iii) 平成3年12月28日付けの同資格の取得、iv) 6年9月13日付けの同資格の喪失についての記録は、8年10月21日付けで追加されたことが確認できることから、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと推認される。

さらに、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したことがあるとするその母親からは、保険料納付の裏付けとなる具体的な証言を得られなかった上、申立人及びその母親が主張する申立期間当時の保険料月額^{かい}は、実際の金額と乖離している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年6月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年6月から平成3年3月まで

私の母親が、昭和61年6月頃に、私の国民年金の加入手続を市役所で行ってくれた。その際、年金手帳が発行されたかは憶^{おぼ}えていない。

申立期間の国民年金保険料については、私又は私の母親が郵便局又は信用金庫で納付しており、保険料の月額は7,000円ぐらいであったと思うが、納付頻度は憶^{おぼ}えていない。

申立期間当時、私は、国民年金の任意加入被保険者であることを知っていたが、国民年金に加入して国民年金保険料を納付していたはずであるので、申立期間の保険料が未加入による未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年6月頃に、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと述べているが、申立人が所持している年金手帳の「初めて国民年金被保険者となった日」は「平成3年4月1日」と記載されていることから、申立人の加入手続時期についての主張と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年4月10日に払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない上、申立人が当該期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したこともあるとしているその母親は、国民年金の加入手続及び保険

料の納付についての記憶が明確でないことから、当該期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月 15 日から 61 年 5 月 1 日まで
私は、申立期間においてA社に勤務していた。しかし、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。
調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶するA社の所在地及び当時の代表取締役の氏名が、同社に係る閉鎖登記簿謄本の記載内容と一致することから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、平成9年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所となっていないことが確認できる上、同社における当時の代表取締役及び申立人が記憶する同僚も申立期間においては厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できる。

また、A社に照会を行ったものの回答を得られず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。